

# 西成区「あいりん地域のまちづくり」 第70回労働施設検討会議 議事概要

1 日 時 令和7年7月29日（火） 午後7時00分～午後8時20分

2 場 所 西成区役所 4階 4-5・7会議室

3 出席者

（有識者4名）

福原大阪市立大学名誉教授

寺川近畿大学准教授

白波瀬関西学院大学人間福祉学部教授

垣田大阪公立大学大学院生活科学研究科教授

（行政機関18名）

大阪労働局 大島職業対策課長補佐、中川会計課長補佐ほか2名

大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課 橋本参事 ほか6名

西成区役所 式地総合企画課長、原保健福祉課長 ほか5名

（地域メンバー13名）

村井西成区商店街連盟会長・萩之茶屋第1町会長

山田大阪府簡易宿泊所生活衛生同業組合相談役

山田大阪国際ゲストハウス地域創出委員会委員長

山田NPO法人釜ヶ崎支援機構理事長

牧萩之茶屋地域周辺まちづくり合同会社代表社員（代理）

小林公益財団法人西成労働福祉センター業務執行理事

莊保わが町にしなり子育てネット代表

森下釜ヶ崎キリスト教協友会共同代表

山中釜ヶ崎日雇労働組合委員長

泊全日本港湾労働組合関西地方本部建設支部西成分会分会長

ありむら釜ヶ崎のまち再生フォーラム涉外担当

小林住まいとくらしSOS おおさか実行委員共同代表

穴沢福祉支援者の集まり運営代表

4 議 題

- ・ワンストップ相談窓口の設置検討（案）について
- ・生活保護関連相談、結核検診機能の設置検討について
- ・その他

5 議事

（→：ご意見等、有：有識者、国：大阪労働局、府：大阪府、区：西成区役所、セ：西成労働福祉センター）

有 久しぶりの会議ですね。5月上旬の前回会議から少し時間が経ちましたが、前回の会議で話がありました労働と福祉のワンストップ相談窓口の設置や、基本設計の見直しに向けた運用上の課題等について本会議で

委員の皆様との議論に向けて、色々な詰めの作業が必要ということもあって我々有識者と行政機関で整理をしておりました。

それを今日皆様にお諮りしたいと思っております。

特にその中でも、本日は前回会議でもお話を挙がっていた「ワンストップ相談窓口及び福祉的機能（生活保護関連相談・結核健診機能）の設置」に向けて、機能や運営方法などについて今日は議論をさせていただきたいと思っております。

そういう機能並びに運営方法を検討するにあたり、皆さま方の忌憚のないご意見を是非ともお伺いしたいというふうに思っています。本日もよろしくお願ひいたします。

前回も結構議論した訳ですが、しっかり振り返っておきたいと思います。お手元の第 69 回労働施設検討会議の議事要旨の案を見てほしいと思います。

その 2 ページ目の真ん中から下のところに主なご意見と今後の検討課題っていうのがありますので、ここを確認しておきたいと思います。

まず、主な事業説明および皆さま方からいただいた意見ということで大きく 4 点に渡って議論しました。

1 つ目、建設スケジュールについて、

- 「・新労働施設の建設は基本計画、基本設計、実施設計の三段階を経て進め、竣工までに 5 ~ 6 年必要であると事務局から説明。
- ・地域の状況や課題の変化に対応するため、基本計画の見直しを行う上で、実際の運用面や費用負担も含めて整理しておく必要。
- ・ワンストップ相談窓口、結核検診、生活保護関連の相談なども含めた施設機能のあり方の見直しを、時間をかけて皆様と一緒に丁寧に議論する。」

2 つ目、日雇労働市場の転換について、

- 「・西成労働福祉センターでは、いわゆる「スキマバイト」と呼ばれる日雇労働市場が拡大する中で、求人サイトが賃金を支払うようなサイトがあり、様々なトラブルが指摘されていることを認識。

西成労働福祉センターで行っている求人サイト「センターナビ」は、職員が内容を確認した情報を提供。

センターナビ利用者には、労働者が雇用主と直接やりとりする仕組みであることを説明している。

- ・土木建設業中心の寄り場のような相対ニーズが減少するなかで、求人サイト等によるニーズは潜在的に存在している。

これらは、不安定就労層を受け止める一つの合理的な手法として検討の余地がある一方で、求人サイトで日雇いや派遣を転々としている人は、困窮状態や孤立状態に入っていくケースが多いと感じている。

こういった人たちにはワンストップ窓口等の活用による支援も検討すべきでは。」

以上については、今後、事務局等の方で実態把握もしながら対応を検討したいというふうにお答えしました。

3 つ目、一体的実施事業について

- 「・大阪労働局では一体的事業を進めるにあたって、大阪府、大阪市、西成区と行政間で協議していく。
- ・一体的実施事業には生保型と一般型があるが、生保型は利用者の半分以上が生保受給者であるといった制限があることから、大阪労働局では一般型の施設を想定している。」と説明いただきました。

また、一般型の場合はその中に生活保護受給者が含まれていても問題ないというお話をもいただいたと思います。

4 つ目、その他の意見について、

- ・あいりん総合センターの解体工事は大阪市が一括して行い、費用は国、府、市が負担となるが、解体工事の進行や地域住民への説明について地域への十分な説明が求められました。
- 「・鋼板塀を活用し、工事スケジュールや完了イメージ等といった工事や工事完了後の事柄について情報公開をしてほしい。また、地域では鋼板塀を使って何かできないか議論しているところ。」という意見をいただきました。

- ・地域内に建設会社の事務所が増加しているという意見について、労働局はその事務所で求人を行わず手配師が求人活動を行っている場合、地域パトロールを通じて当該建設会社に指導をしている。
- ・西成労働福祉センターでは、それらの事業者は西成労働福祉センターに求人を出している事業者がほとんど。また、どこの事業者がどういう条件で求人を出しているのかは把握できている。

こういったご意見を踏まえて、有識者の方で6点に渡ってまとめさせていただきました。

- ① 日雇労働者の減少についてですが、寄り場を利用する日雇労働者の数が減少しているため寄り場面積等の縮小がやはり必要になっています。

その一方で、外国人、障がい者、高齢者、課題を抱えた若者などの就職相談の増加が見られ、また、生活支援を求めて地域を訪れる人も増加しており、これらのニーズに対応するためのワンストップで相談に対応する機能の規模や体制について議論をしっかりとやっていく必要があります。

- ②一般職業紹介機能を充実させる必要があり、一体的実施事業の具体化に加え、ハローワークの様々な職業紹介機能をどのように地域に集約するのか。施設外の関連施設との連携も併せて議論が必要。これも前々から議論されてきたことなので、しっかりとやっていきたいと思います。

- ③生活保護関連相談、結核検診や生活保護関連相談への対応も区役所としっかりとやっていきます。

- ④ホームレス特別措置法が2027年に延長されない可能性を考慮し、就業支援センターの機能を現状に合わせて見直す是非について議論の必要があることです。

- ⑤西成労働福祉センターの役割として、職業訓練や技能講習の内容の充実を図っていく必要があるということです。これはもちろんこれまで十分図っていただいているところです。

- ⑥女性利用者の支援ということで、子育て中の女性に対する支援機能を北側施設も含め、どこに設けるのかこれも検討が必要です。

こういったものについて、建設スケジュールありきではなく、丁寧に皆様と一緒に議論していくということとで前回議論を置いたところです。

結構盛りだくさんだったので、丁寧にお話しさせていただきました。

それでは本日の議題の方に入っていきたいと思います。

まず、1つ目がワンストップ相談窓口の設置検討（案）についてです。

それから2つ目、これも一括で行きますが、生活保護関連相談、結核健診機能の設置検討についてもお話しを進めていきたいと思います。

まず、ワンストップ相談窓口についてですが、就労福祉専門部会からのご提案を振り返り、設置する機能の概要について西成区並びに事務局からご説明をいただきたいと思います。

区 西成区役所です。よろしくお願ひいたします。

ワンストップ相談窓口のこれまでの検討経過について説明させていただきます。資料1-1をご覧ください。

ワンストップ相談窓口につきましては、令和2年3月のあいりん地域まちづくり会議の時点、活用ビジョンの段階で住民の福利と労働のそれぞれにおいてワンストップ相談窓口のご意見がありました。

その後、就労福祉専門部会において、イメージ合わせの議論を行うこととなり、昨年の12月において取りまとめを行うに至り、今年の2月の労働施設検討会議において、取りまとめ結果の報告を行わせていただ

いたところです。

検討結果につきましてはこちらに記載の通り、参加者から来訪者イメージを募り、28事例を中心に議論を行い、ワンストップ相談窓口として必要な機能を40項目に整理しました。

また、窓口として構築する連携体制を活用して、中間的就労などの就労先と情報連携を行うことも確認されました。

他には、相談窓口の機能や役割に関する追加的意見や、新労働施設内に生活保護相談窓口と結核検診機能の配置を求めるご意見がありました。

これらを図にしたのが次のページです。前から何度かご覧いただいている資料になりますが、相談者の方が来られましたら、ワンストップ相談窓口では内容を丁寧に聞き取り、その内容に応じて、施設内外の支援主体に連携するという流れを想定しています。

この図は以前の労働施設検討会議でお示ししたものとなります、この図の右側の丸の中に、生活保護相談窓口と結核検診機能が、新労働施設内の施設として入れないか、現在検討を行っているところです。

簡単ではございますがこれまでの検討の経過を説明させていただきました。

有 はい、ありがとうございます。

次に大阪府から、ワンストップ相談窓口の機能、運用案について説明をお願いします。

府 大阪府でございます。事務局の方からは、先に西成区の方からご説明ありましたワンストップ相談窓口について、資料1-2でその実際の運用の形についてご説明をさせていただきたいと思います。

就労福祉専門部会で想定された相談項目につきまして、機能・運用案として、ワンストップ相談窓口でどのように対応していくのかをフローチャートでお示ししています。

このワンストップ相談窓口では、就労福祉専門部会で想定された相談ケースに対応する窓口ということで、この図の左の四角の中に記載しています窓口で対応するものでございます。

基本的には施設内窓口で対応という形になりますが、対応ができない場合においては施設外の支援主体と連携して、相談に来られた方の問題解決に当たっていきたいと考えています。

ワンストップ相談窓口では、2段階で相談者のお話を聞くことを想定しています。

まず相談者、図の左側ですが、相談者の方が新労働施設に来られた際には、建物の総合窓口である1階のインテーク窓口でお話を聞かせていただき、図の真ん中の総合窓口というところですが、図の真ん中下側の施設内の支援主体でございますハローワークとか西成労働福祉センター、西成区の保健福祉センターの分館、年金事務所、ホームレス就業支援センターの各窓口をご案内するという形になります。

次に、総合窓口において施設内の支援主体の窓口を案内できなかったケースについては、個別相談窓口で相談者が抱える課題を詳しく聞き取りしまして、施設内の支援主体だけでなく、施設外の支援主体へ引き継ぐとともに、相談者の解決に向けて支援主体間で連携して対応することを考えております。

ワンストップ相談窓口の運営については、国・府・市・区等といった入居する団体による運営を前提として検討しています。

窓口の担い手といたしましては西成労働福祉センターをはじめ、様々な運営主体の参画による編成を検討していきたいと考えております。

こちらについては今後、施設を検討していく上で参画される団体含めて検討を進めていきたいと考えております。

図の右下に、施設外の支援主体との連携というところがございます。こちらは、この施設内で対応ができない場合に外部の機関と連携するケースを想定いたしまして、ケースに応じて具体的にどこと連携していくのかというところを現時点で想定をしているものでございます。

先ほどの説明でもございましたが、それぞれのケースで外部機関と連携をしないといけないケースが出て

きましたら、外部の機関に引き継ぐような形で連携をいたします。その際には、たらい回しにならないよう、関係者間できちんと連絡を取り合って、相談者の問題解決に向けた連携を図るという形で丁寧に対応する体制作りというのを今後進めていきたいと考えております。

さらに、個別相談窓口で連携先が判断できないようなケースにつきましては、前回の会議で委員からもご提案いただきましたように、「あいりん地域におけるモデルケース会議」などの地域での支援に携わる既存のネットワークと連携して問題の解決を図っていきたいと考えております。

こちらについては図の右上方の四角のところになります。この地域のネットワークと連携いたしまして、実際に困難事案を共有することで支援体制の連携を図っていき、そこで出たノウハウを逆にワンストップ窓口の方にフィードバックさせることで個別相談窓口の機能を高めていきたいと考えています。

その際に、前回に委員の方からも仰っていただいた現場の意見を聞く機会というのをここで確保していきたいとも考えています。

先ほど申しましたように、こういった地域のネットワークが施設外の外部機関と連携を図ることによって、窓口対応そのもののレベルアップに活かしていきたいと思っております。

以上がワンストップ窓口での支援の流れについての説明となります。

有 はい、どうもありがとうございます。併せて、生活保護関連相談並びに結核検診機能の設置について西成区から説明をいただいた後で議論したいと思います。

区 では再び西成区がご説明させていただきます。

生活保護相談窓口と結核検診機能の設置につきまして、先ほどのご説明とも少しかぶつてしまいますが、ワンストップ相談窓口の議論の中で、新労働施設内に生活保護相談窓口と、結核検診機能の配置を求めるご意見をいただいたところです。

現在、区役所において検討を進めているところではございますが、新規の設置ということはやはり難しいため、今、保健福祉センター分館にある両機能を移転させることができないかという方向で検討を進めております。

現時点では、できますという確定の状態ではないことと、あくまでも移転というところも含めまして、話さないといけないことが多々ございますが、現在前に向いて着実には進めてはおりますが、ちょっと段階的には確定というところではないということでご了承ください。

検討は進めておりますというところです。

以上、よろしくお願いします。

有 はい。どうもありがとうございます。

今の区役所そして大阪府からご説明いただきましたが、ワンストップ相談窓口、それから生活保護受給者の方の相談のお話、結核検診。この3つについて、まずご質問があればと思いますが、あるいは意見をいただければと思います。

→ 区役所から説明がありましたけど、分館機能のそれを検討中ということなんんですけど、そこらがいつごろはっきりするとか、時間だけではなく、大体どの段階で決定すると思ったらいいのですか。

区 移転となりますと、あの事業所をどうするというお話になりますので、区役所の組織の中でもかなり上部まで上げて了承を得ていかないといけない話ですし、現状費用のところもあまり見えていない状態ですので、決してやる気がないとか、後ろに向いている訳ではないのですが、現状組織の回答として、いつできますというのをお答えするのは難しい状況です。

もちろん設計といいますか、建築までには意思確定ということでは間違いないとは思うんですけど、やはり段階を踏んで進めていかないといけない関係上、公的な場でできますと今言える状況ではないということですご了承ください。

- 基本設計の段階ではもう確定していかないとあかんわな。
- 区 そこまでぐらいには意思は確認していかないといけないという考えはあります。
- 基本設計はどのぐらいかかるのかな。見直し。
- 区 あの、設計の段階になりますと、我々も何平米要りますとか、そういうことをはっきりと大阪府にお伝えしていかないといけないと思いますので、その段階では意思確認を取っていくことになると思います。
- 基本計画の見直しは、いつまでにやるということになるんですか。
- 府 基本計画の見直しは来年度に進めさせていただきたいと思っています。基本設計はその翌年度という形になります。

- じゃあ、あんまり悠長に考えられないね。
- 有 よろしいですか。あと、何かご意見ございませんか。
- 有 1点だけちょっと確認です。資料の1-2なんですが、ワンストップ相談窓口（機能、運用）案。すごくいい相談窓口ができそうだなという期待感を持っているんですけれども、先ほど区役所の方から分館機能に関しては、分館そのものを移転するのではなくて、その機能ですね、一部移転が可能かどうかってことを検討していきたいというような話だったかと思うんですけれども。

「はぎさぼーと」、いわゆる生活困窮者自立支援の窓口についても以前の労働施設検討会議だったか、今の就労福祉専門部会だったかちょっと不確かですが、そのこともこれまでの西成特区構想の会議の中で議論になったかと思うんですね。これまでの議論の中では、「はぎさぼーと」そのものを移転させることは難しいんだっていうような見解は伺っていたと思うんですね。区役所の方から、ただ「はぎさぼーと」の機能の一部を、新労働施設の中に配置するワンストップ相談窓口の中に設けることが可能かどうか、これは検討の余地があるのかないのか。このあたりいかがでしょうか。

要するに機能の一部ですね。というのは何でかというと、その機能がここに入ってくると、より円滑、スムーズ、幅広な対応ができるかなというふうに思っていて、今の資料を見ると、住居の確保に関する支援機能との連携というのは、地域の支援ネットワークとの連携、右側の方ですね、繋ぐ先っていう感じになっているので、これでも僕はいいとは思うんですけども、割と住居の課題を持ってらっしゃる方ってのは相談の窓口に来られる可能性が高そうやなというふうに思うので、この資料1-2の左側の方に入っていた方がいいのかなっていうふうに思いました。

今すぐ回答を求めるものではないですが、検討の余地があるかどうかということをちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

- 区 「はぎさぼーと」につきましては、今この区役所内の6階に事務所といいますか拠点を設けて活動しているところなんですが、まず現状として、西成区全体の人口が減り気味、今のところ止まっているかなっていうところではあるんですけど、大阪市全体の人口が減り気味なところでその事業そのものの拡大という形にはあまり進んでいない状況です。

その上で、新設すると例えば、あくまでもこここの6階にいる「はぎさぼーと」は西成区全体を所管しておりますので、それ自体を新労働施設に持っていくのはちょっと難しいとは思っております。

また、新労働施設に何らかの場所を設けるとすれば、それこそ2か所目のものを作るか、時々という表現なのか日々という表現なのか、新労働施設へ自転車で10分15分程度の日々出張的に、もしくは何かの要請があったときに向かう、といういくつかの方法は考えられるのですが、現実として新労働施設内に拠点を設けるとなれば相当の費用負担が発生しますので、そこが乗り越えられるかどうかは、現段階では何とも申し上げられないところです。

ただ、施設内に「はぎさぼーと」が何らかの活動をできる場があればいいなというご意見をいただいたということでは、承らせていただきます。

有 はい、ありがとうございます。

有 はい。委員お願いします。

→ かなり難しいなと思いつつ、それでも駄目元で発言させてもらいますけども、今、「はぎさぼーと」をね、こちらの方に、使い勝手のいい場所に持ってくるというふうな話だったと思うんですけども。この施設内の支援主体との連携で、資料1-2の障がい者手帳取得窓口との連携っていうのがありますけれども、ご存知のようにやっぱり西成の地域は障がい者の方がずいぶん増えてきていますので、そういう意味では障がい者のことはきちんとサポートするというか、支援しなければならないと思いますけれども、ここに書いてあるように手帳だけの問題ではないと思うんですね。

障がい者の支援全般をということになると、やはり「はぎさぼーと」の議論と同じように、使い勝手のいい労働施設の中には難しいとは思うのですが、地域の中や労働施設の中で、障がい者の支援ができるところがあればいいと切に思っているんです。「はぎさぼーと」の問題が出てきましたので、障がい者の問題ということで述べさせてもらいました。

有 はい、どうもありがとうございます。その障がい者に対してのいろんな支援については、西成区全体を見たときにはかなり質の高い支援が実施されているという、私は認識しているんですけども、そういったところの連携を深めるということで対応できるのかどうかね。そこを少し私の方からも委員に教えて欲しいなって今お話しているんですけど、いかがですかね。

障がい者に対する生活並びに就労に対する支援というところについて、西成区全体で見たときには、それを担う民間の組織って比較的たくさんあるように思うんですけども、そういったところと連携することで、このあいりん地域における障がい者支援もしっかり機能するのではないかと思うんですが。委員はそこをどうお考えですか。

→ 民間であれば、今問題になっている就労B型の作業所の問題とか、随分目立ってきていますけども。とかくそういう面だけが目立ちがちですけども、やっぱり委員のところを含めて、それから色んな支援機構も多分、これから取り組まれると思うんですけども。

そういう障がいを持つ方はね、子どもも含めて、これからが重要になってくると思うんですけども、そういう意味で本当に行政だけでなく民間を活用してもらいたいなと。NPOも含めてというふうな思いは持っています。その辺の議論はもっともっとやってほしいなと思います。

有 はい、ありがとうございました。他、ご意見は。

→ 資料1-2の左側のページの方、ワンストップ相談窓口になっているわけですが、その四角の中のですね、上から5行目、6行目の辺りに、入居団体、国、府、市等での運営を前提に検討中、西成労働福祉センターを始め、様々な支援主体等で構成する窓口の設置を検討。と書いてある部分なんんですけど。

こここのイメージは、様々な主体というか団体からメンバーを出してもらってチームを構成するというイメージなんですか。それとも、そこは一つの団体にして、法人にするとかですね、団体にしてやっていくのかというイメージなのか、その辺そろそろ何か今の段階で何か考え、イメージがあれば教えてほしいのと、なければそろそろそれは詰めていく作業に移らなきゃいいんじゃないかということです。

それぞれどちらの場合でも、メリットとデメリットがあるとは思うんですけど、例えばチームにすれば、それぞれ、つまりですね、要はその相談を受けて、聞く側のアフターフォローを含めてですね、責任をどう担うかみたいなところですよね。

悪く言えば寄せ集めみたいになって、もうどこかに繋いだら終わりっていうことじゃ困るわけですから。でも、色んなところから出してもらえば、地域全体で担うという、ワンストップ相談窓口を地域全体で運営するというふうなイメージも出てくるからというようなことで、今、私はその辺をぐるぐる頭が回っているところです。

府 今のですね、行政間も含めてご相談させていただいている中身としましては、特に個別相談窓口のところになるんですけれども。こちらについては、基本的にはチーム編成で考えています。例えば西成労働福祉センターとか、今でも一義的に受けさせていただいているところが窓口になりながらも、ケースに応じて必要なメンバーが出てくると思っています。それを今、具体的にどこっていうところについては、ちょっと今そこまではケースにもよりますんで、そこは今後決めていきたいと思っております。

編成という言葉を使っているのは、まさにそういったことで、もう一つの目的に向かって皆様で協力してやっているという意味合いで、そういう言葉を使わせていただいている。事象によってはですね、行政だけではなくて、地域の支援をしているNPOであったりとか、そういったところもですね、ご参加いただきながら、ここがフォローできるような形で持っていきたいなと思っています。はい、以上です。

有 はい、ありがとうございます。委員よろしいですか。

→ そうですね。とにかくこれからの作業ということですね。

そこを深めていかなければいけないということですね。

有 どうもありがとうございました。

他、ご質問ありませんでしょうか。

はい、どうもありがとうございます。ではこの辺りについては、今いただいた色々なご意見をですね、さらに事務局また関係機関、有識者の方で受けとめて議論を深めていきたいというふうに思います。どうもありがとうございました。

続いて、次第でいくと「その他」になるんですけれども、前回示された色々な課題の中で、特にここについてはきちんと伝えておく必要があるなと思われるところについて、それぞれちょっと議論を深めていきたいと思います。

まず、あいりん総合センター跡地における、その託児施設や保育所の機能の設置ということで問題提起いただきました。これについても検討状況について、これは西成区に回答いただければと思います。

区 西成区です。現状ですね、託児施設、保育所施設、保育所機能につきましては、現在区内の待機児童は特にいらっしゃらないという状態です。そのため行政として、新規に保育所を設置する計画はございません。

ただ、北側にキッズスペースを設けるとか、そういうお話があったりとか、これは労働施設の主というか、家主になられる大阪府とのお話もあると思うんですけど、民間の団体がお金を払って、賃料を払って入りたいということであれば、それは止めるものではないかなというところです。以上です。

有 はい、ありがとうございます。

今の話で、ひとまず北側施設の民間キッズスペースで対応可能かなという、こういう理解ですかね。

実際に聞いてみたら、もうちょっとニーズがあるよっていうふうになったときには、また検討の余地はないわけではないという、こういうことでもあるとは思うんですけど。

有 北側の施設とは別に、南側の建物の中に保育所はないということです。もちろん南側に来た人たちも、北側のキッズスペースは十分に利用できるような環境を作っていく必要があるというふうに我々考えていると。

→ こないだの話では、スペースが随分余るようなことだったので、やっぱりそこに私は宿泊機能を置くべきだというふうにお話したと思うんです。

託児というか、本当にあの緊急の宿泊の場所が要ると思うんで、一時的な。

有 緊急の宿泊施設ですか。

→ 保育園とかじゃなくって。それを私は前に言ったんですけどね、最後に。

有 それは女性だけではなく男性も。

→ 母子です。

- 有 男性も含めてですか。
- 男性をも含めているかもわからないけれども、でもそれは男性がこうなんかいっぱい何かこういうふうにして今あるけれども、なかなか本当に母子は難しいんですね。
- 有 男女問わず、もちろん女性の場合は男性と別な空間の確保がいると思うんですけども、そういった緊急の宿泊できるような空間を確保するべきではないか、こういう話ですかね。
- 区 緊急の宿泊っていう話になっちゃうと、ちょっと労働施設から話がずれていくかなと思うんですが、現在今宮駅の前ぐらいに、中央こども相談センターが移ってきております。緊急宿泊となると、当然行政措置とかそういうお話にもなってくると思いますので、比較的近いところにそういう専門施設ができておりますので、ちょっと区役所としても今、南側の施設の中にスペースをお借りして何かそういう場所を作ろうという検討はございません。
- ただそこは子どもだけですので。児童相談所は子どもだけですので、親子ということですね、親と子。親と子は無理です。児童相談所は。
- 有 南側の施設は、一応労働に関係するっていうところもあるので、生活そのものをきちんと受け止めるような形ではない。
- 要は、お母さんは働かないとあかんのでね。
- 有 地域全体としてね、どういうふうな受け皿を作るのかっていう、そういう文脈で議論する必要がある課題だと思うんですよね。そうするとそれをどこに振っていったらいいんだろう。就労福祉の方か。
- 有 いや、委員のご意見よくわかります。
- ただ、今みたいな話をきちんと対応していこうと思ったら、かなりしっかりと体制を作らないと、緊急の一時的な保護って難しいかなというふうに思っていて、あいりん地域内を見てみると、救護施設がかなり複数ありますね。救護施設の機能として緊急一時保護っていうのがあるんですよね。あいりん地域内の救護設備って、ほとんど男性向けに作られてるのではないかというふうに理解してるんだけれども、今後のあいりん地域の再編、今まさに西成特区構想ってやってるのはそのことですよね。
- 今まででは単身男性のセーフティネットということであいりん対策が講じられてきたんだけれども、でも今どんどん状況が変わってきて、いろんな方が男女問わず、入ってくるようなことになってくると思いますし、新労働施設に関しても、男性に向けた職業紹介とか労働相談をやるっていうことでは必ずしもなくて、幅広く受け止めていこうというふうに考えているわけですね。
- なので、シェルターのあり方に関してもですね、オールジェンダーでやっていきたいというふうに僕は考えていて、ってことを考えたときに、既存のシェルターですね、色んなジェンダーに対応できるようになった方がいいと思うし、委員が仰ったような、家族で、緊急的に保護が必要だっていうような方に関しては、救護施設の緊急一時保護という機能をうまく活用していくとすれば、地域内の色んな資源が有效地に生きてくるんじゃないかなというふうに思う。
- もちろん新労働施設に新しく機能を埋め込むという議論も必要だと思うんですけれども、既存の施設の中で新しくどういう機能を埋め込むことができるかっていうのも、併せてやっていったらいいかもしれないっていうふうに思います。そうすると食事の支援とかですね、そういったことのサポートもしっかりとできるかなというふうに思うので。
- 有 はい、じゃあ委員お願いします。
- さっきあの、西成区が言っていた、キッズスペースで、民間として賃料を払って入りたかったら入ったらしいんじやないですか、っていうのは大阪市サイドの北側の建物の中での話として言うてるのと違います。そういうイメージで言うてるのと違います。民間で賃料を払って入りたいのなら入ってくださいっていうのは、その中で言っているとちがいます。それは具体的にどういうイメージですかっていうことがある

のと違うかな。どうなんですか。そう聞こえたのだけど。

区 今さっき申し上げたのは、南側のお話として申し上げたつもりでした。ただ、北側に関しましては、今後民間の力による活用を検討する中で、例えば民間事業者がそこに保育所を作りたいということであれば、そうなるでしょうし、南側にしても今後、設計とかが組まれていく中で、例えば仮に空きスペースがあったとして、そこに民間の事業者が入りたいということで。もちろん、その、お金が発生しますけど、そういうところで入りたいということであれば、いわゆる賃貸物件として検討は可能なのかもしれませんと。

ただ、すいません、あくまで家主としての立場にいらっしゃるのは大阪府なので、そこに入るか入れないかとか、そういう話はもちろんあると思うんですけど、全体的なお話として、あの地域に行政の目的として保育所を新設する予定はございませんというところと、その周辺は北も南も含めてとはなりますけど、民間の方が事業として、保育事業をされたいということであれば直ちに否定するものではないという趣旨の発言でした。よろしくお願ひします。

→ まあそういう整理をされるとそれでいいんですけど、ただ、南の大阪府がやる労働施設の方で、そういう民間のお金を払ってもらって、お金をもらって使わせますよというふうな、そういう空間なりスペースがあるっていう形で議論をしてきてないと思うんだけど。そういう空間があるということを大阪府は言っているんですか。

府 わざわざそういったことのために確保しているということはないですよ。

ただ、事業者の要望で、ここにテナントとして入りたいという声があれば、それは我々も一度聞いて、そこで確保ができるんやったら確保は考えますけど。基本的にそこで作るっていうことを前提にしているわけではないですよ。だから保育所をそもそも南側で作る前提では考えていないです。なぜならそれは労働施設だから。

区 あと少なくとも現時点で、いずれかの民間事業者から北も南も含めてあそこで保育事業をやりたいという声は、聞き及んではおりません。

有 昔の経緯をちょっとお話すると、以前、地域の保育園が今回のプロジェクトの1万平米の中に来てもらえないかなって話はしたことがあるんですね。

そういう意味で言うと保育園などの機能が移ってくるんであれば、ある意味保育園がそのまま移動するだけなので可能性はあるんじゃないかと。ただ、その当事者の保育園が嫌っていう話に多分なっていた記憶があるんですよ。だから保育園がたくさんあるままもう1個役所が作る予定はないと、そういうことかなと思うんです。

有 よろしいですかね。ちょっとなんか議論が混乱した部分があるんですけども、整理すると、まず北側施設には民間運営のキッズスペースを設置する、これはまず前提です。まず作るわけですよね。

その上で、その保育所、託児所を作りたいというふうな事業者が現れたり、あるいは利用者の側からそういうニーズが出てきたときに、どう対応するかというところでの議論が今、それぞれされているなというふうに私は理解しています。まあ現時点で保育所等々を作りたい業者が全く無いので、その話は全くの白紙だと。ただ今後、そういう業者が現れたときは、受け入れられるだけのスペースがあれば、それを一応検討の余地はある、というその程度です。

ただ、南の施設はそういった業者の受け入れを前提にしたものではないので、今のところ、それは一切考えていないという話。そういう理解でよろしいですか。

→ はい。

有 はい、ありがとうございます。

あの結構これ大事な点なので、そういうふうにきちんと理解していただく必要があると思いました。

それからもう一つ大事な、「その他」事項であったかと思うんですが、既に地域の皆様方の何人かご存知だ

と思うんですけども、あいりん総合センターの解体工事についてのお知らせですね。これについて、ここでもう一度きちんと確認しておきたいと思います。西成区お願ひいたします。

区 はい、度々すいません。ではですね、資料2をご覧ください。

こちらは令和7年6月の資料で、大阪市の都市整備局と工事業者が作られている資料であります。内容に関しましては、解体工事のスケジュールをお示しさせていただいているものでして、おそらくこの紙自体は、この内容自体は既にご覧いただいている方も多いと思います。

近隣の方々に対しましても、概ねあいりん総合センターから一街区ぐらいには、戸別配布を行っているとお聞きしております。

有 はい、どうもありがとうございます。何か質問とかございませんか。

では委員、お願ひします。

→ アスベストの件なんんですけど、健康被害を生じるようなリスクはないって書いてあるんですけど、外壁のアスベストを除去するということで外壁のことが触れられているんですけど、内部はあるのかないのか。それから生じるリスクはないというのは、どういう感じでリスクが大丈夫だって言っているのか。そのあたりはどうかというのが1点。

それから、6月から調査の準備をしているということですから、10月までかけてね。それは現在やっていることなんだけどどういうこと。アスベストのこともあると思うんですけど、ないとかあるとか、内部のこととか。そのあたりはどういうことか説明をお願いしたい。

有 ちょっとテクニカルな話になります。いけますか。

区 我々も専門ではないので知っている限りということでご理解いただきたいのですが。

実際に我々が工事発注してる身でもないので、都市整備局から伝え聞きでどういう状況かって聞かせてもらってるところでございます。

10月までの工程ですね、各種調査とか準備工というのは。実際に10月以降は、建物の解体に壊し出すための事前調査、仰っていただいているアスベストの含有がどれだけあるのかとか、そういったところの調査を内装の壁をちょっとくり抜いたりしておられるようです。

アスベストのリスクは生じませんって書いてあるところなんですけれども、こちらについてはおそらくアスベストが出るようであれば、飛散防止の対策等はきっちりりますよという形になってくるかなと思います。

どういう防止施策をすることかということは、大変申し訳ないんですけど、今我々の方はちょっと知らないっていうのが正直なところなので、その辺りの状況を都市整備局の方にも確認しながら、こういった場でご説明させていただけるように準備させていただきますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

有 ちょっと関連して質問なんですけど、今回このエリア一帯を鋼板塀は囲われますよね。

おそらく実際物理的には建て替えを南側のスケジュールで言うと、萩之茶屋第2住宅を解体して、その次に本体をやるっていうスケジュールですよね。これはおそらく、鋼板塀もそのまま最後まで、もう囲ったままで、南側が解体したからといって一時的にそこが使えるっていうわけじゃないっていうふうに思っておいたらいいですね。

区 そうですね。一旦今、調査の中で足場を組んでいくとしたら、どういう形で組めるかっていうのとかも見ているみたいなんです。今貼ってる鋼板塀をそのまま動かさずに、工事が施工できるのか、もしくはちょっと足場組んだら道路に出ちゃうよねと。それで道路側にちょっと鋼板塀を出さなかんよねと、そういうところも含めて調査してるみたいで、仰っていただいているように工事の施工期間中はあいりん総合センターと住宅用地、両方とも解体するんですけども、工事の施工期間中は両方とも含めて今の形のように、ずっと囲ったままっていう形で施工されるということで聞いております。

有 はい、どうもありがとうございます。

→ そしたら地域の住民的な被害っていうのは前回も若干そういう意見もあったと思うんですよね。

騒音とかいろんなことを聞きつけてという意見もあったと思うんで、そのあたりは影響のある地域住民とかそこらの説明とか、それはどんな形でどのようにされた。どの時期からやられたんですか。どの程度やっているのか。

区 今お聞きさせてもらつてるのは、この令和7年6月のこのお知らせをですね、1街区外側っていうんですかね、周りの地域に配布させていただいて、一応お知らせという形を取らせてもらつていております。あと、連合町会長様の方に、お話をさせていただいたりとか、西側の今宮小中学校にお話させてもらつたり、そういうことは対応しているようです。以上です。

有 はい、どうもありがとうございます。よろしいですかね。

その他として、三つ目に取り上げておきたいのは、日雇労働者の減少に伴つて、いわゆる寄り場の面積等々の縮小が必要であろうというふうな話を前回させていただきました。

その時、それに関連してですが、面積そしてまた寄り場の機能ということについての議論、特に寄り場機能としての国と大阪府の共用部分、そしてまた駐車場の扱いについて大阪労働局の方でもどういった関わりを今後されていく予定なのかというふうなあたりについて、ご意見をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

国 大阪労働局です。よろしくお願ひします。

有識者からありましたように寄り場、駐車場に関わり方というところでございますけれども、まず寄り場機能というところで、これは基本設計の図面ですね。皆様随分前にお示ししている図面だと思うんですが1階から3階部分のですね、国・府共同オープンスペースということになります。それと駐車場、求人車両用の駐車場に関して、こちらの、共同スペースと1階から3階の国・府共同スペースと駐車場に関しては、我々としてもですね、関与してまいりたいというふうに考えております。

この間ですね、厚生労働省の方へ上京いたしまして、担当部署と協議する中で、日雇労働市場政策としての関わり方、建労法と関連しての関わる必要性を説明して参りました。

結論から言いますと、関わりについて○か×かというところであれば、関与については○というところまでも言質が取れています。

ただですね、面積と駐車場の台数につきましてはですね、既に基本設計が示されているというところでございますけれども、日雇労働市場が縮小してきているという状況も踏まえて、国として必要と考える数字ができるだけ早期にお示ししたいというふうに考えているところであります。

いつなんやというところですけれども、まず基本計画、基本設計、実施設計ということで先ほどから出ているところでございますが、このスケジュール感に遅れが生じないようにですね、尽力してまいりたいというふうに考えておりますのでご理解の方よろしくお願ひします。

そうしましたら次、こちらの寄り場、駐車場への関与ともう1点ですけれども、国としてですね、あいりん地域に関与していく方針というところにつきましては、これからも変わることはないというところでございますけれども、新労働施設におきましては、あいりん労働公共職業安定所の他、新たな機能として地域の委員の皆様からご要望されています一般職業紹介機能、こちらにつきましても、地方公共団体の皆様の協力を得て、一体的実施事業の一般形として対応していきたいというふうに考えております。このような形で対応できるよう尽力してまいる所存でありますのでご理解のほどよろしくお願ひします。以上です。

有 はい、どうもありがとうございます。

期待が持てる話をしっかりいただいたなあということで、私は結構喜んでおりますけども。

今のお話について何か質問とか、はい。

→ 撤退するのかなと思ったらそうじゃないということで、引き続き国が責任を持ってやるというふうに理解したんですけども、そういうことでいいんですか。

国 はい。

→ それと駐車スペースについて、日雇労働者が縮小している云々ということで、それの見直しということを仰っていた。具体的にどれだけ本当に利用が減っているのかっていうことで。

それは労働福祉センターの方で各業者に連絡でもしてもらってね、新しいセンターができたら停めますかって聞いてちゃんと台数を確認して、駐車スペースがどれぐらいいるかについては再調査してもらいたいということ。国の方でちゃんと調査ができるのか。

国 いや、そのあたりにつきましては西成労働福祉センターにご協力いただく必要はあるかなというふうに思っていますね。

有 他に質問ございませんでしょうか。

→ 質問ですけども、今、言われた一般職業紹介機能を充実していきたい。

そのためには、一体的事業等によって対応していきたいと話があったが、ここをもう少し具体的にわかりやすく説明していただきたいんですけど。

有 ごめんなさい、制度の説明ということでしょうか。

→ 職安のことでしたかね。

国 職安の機能を新労働施設を持ってきて、単独ではもう持つて来れないので、地方自治体の就労支援策と一体になってやっていくということですので、国としましては職業相談、職業紹介の出口の部分でご協力してさせていただきたいというところでございます。

→ だから、国とそれから府とか市とか、自治体と一緒にやるというのが一体的事業というふうな感じですかね。

国 イメージとしてはあの天下茶屋の「しごと情報ひろば」をイメージしていただければいいのかなというふうに考えております。

有 それから補足ですが、一般型と生保型ってあるっていうことなんんですけども、一般型はその生保受給者で働きたい人たちは来るなっていうことではなくって、そういった人たちも受け入れますよっていうふうになっている。だからかなり対象が広いものとしてご理解いただければと思います。はい、あとご質問ありませんか。よろしいですか。

→ この前の今回のあれはどうなったの。前回のこの会議で終わりがけに西成区が説明していたその天下茶屋の「しごと情報ひろば」を持っていくことは2つあるからできないということで、国との、そういうところとの調整はまだほとんどできてないというところはちょっと進んだということですか。

国 調整中ということです。

有 「しごと情報ひろば」は大阪市の市民局が所管しているところなので、直接には区役所との関係はないですね。そういう意味で、あの市民局にちょっと動いてもらう必要があるという、こういうことなんですね。従ってもちろん区役所からも話は行っていますが、労働局、そして大阪府の3者でいろいろ対応していただくことが必要ではないかということで、労働局を中心に色々動いていただいているというふうに聞いております。そういう理解でよろしいんですよね。

国 はい。

有 他のご質問とかないでしょうか。なんか今日は早く終わりそうだな。

はい、どうもありがとうございます。私の方でひとまず予定していた議題はこれぐらいなんんですけども、皆様方の方で何かここを忘れているよというようなことがあれば提起いただきたい。いかがでしょうか。

はい。ではないようですので、締めの方向に進めていきます。

まとめですが、本日いただいた皆様方からのご意見ですけども、それは、基本計画への反映ということで、さらに事務局そしてまた有識者の方で具体的な整理を進めていこうというふうに考えております。

特に事務局の方では結構大変な作業だと思うんですけどもよろしく。それから前回の労働施設会議でもお話ししましたが、新労働施設に不可欠な機能を整備するためには、皆様たちの要望をしっかりと伺い、それを精査して議論を進めていく必要があります。スケジュール感を持ちつつ、丁寧な議論もこれまで同様に今後も進めていきたいというふうに思っていますので引き続きよろしくお願ひいたします。

私からは以上ですかね。それでは、事務局の方にお話返しします。よろしくお願ひします。

府 はい事務局の大阪府です。

次回の労働施設検討会議の開催日程なんですけれども、こちらの方につきましては改めて会議の進め方、日程を調整し、開催のご案内を改めてさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

労働施設検討会議の議事録等の取り扱いなんですけれども、第 69 回の議事概要（案）への意見の報告につきましては、8 月 6 日の水曜日までにご連絡をいただければと思っております。

前回の会議のときにご意見を聞かせていただいております第 68 回の会議、2 月 26 日に開催された分なんですけれども、こちらの方の議事概要につきましては、既に大阪府のホームページの方に掲載をさせていただいております。私の方からのご報告は以上になります。

有 はい、どうもありがとうございました。

府 これで第 70 回の労働施設検討会議を終了させていただきます。

皆様、どうもありがとうございました。